

院外処方箋の《一般名処方》への変更について

当院で発行する院外処方箋の表記方法を、一部の薬剤を除き『一般名処方』とさせていただきます。



『一般名処方』となることで、患者様には保険薬局で「先発医薬品」・「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のどちらでも選んでいただくことができます。

医師が商品名を指定して処方する場合や後発医薬品が市販されていないお薬については、今まで通り商品名での記載になります。

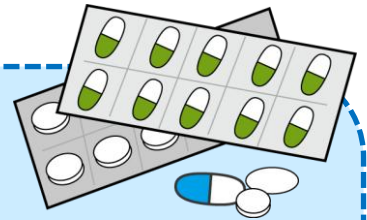
処方等にご不明な点がございましたら主治医または病院職員に、処方医薬品については保険薬局におたずねください。

「一般名処方」とは？

これまでの処方箋は
〔薬の商品名〕 または
〔薬の成分名に製薬会社の名前を付記（後発薬品）〕
を記載していました。

『一般名処方』では 〔薬の有効成分名（一般名）〕 で処方します。

例：	ガスター	（商品名）
	ファモチジン「サワイ」	（後発薬品名）
	ファモチジン	（一般名）



詳しくは厚生労働省のホームページをご参照ください。

【ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進について】

<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2012/03/01.html>

